

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	水道機工株式会社					
所在地	東京都世田谷区桜丘5-48-16					
認定番号	00-004311					
入札参加停止期間	令和5年5月20日から令和5年6月19日まで（1か月）					
事実概要	<p>対象会社は、令和5年2月10日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたなど、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分（営業停止等）を受けた。</p> <p>このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。</p>					
理由	長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）に該当し、建設工事の契約の相手方として不相当であると認められるため。					
備考	<p>【別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置要件</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき</td> <td>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</td> </tr> </tbody> </table>		措置要件	期間	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
措置要件	期間					
11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき	当該認定をした日から1か月以上9か月以内					